平成 30 年度
愛媛県立図書館雑誌スポンサー募集要項

１　趣旨

この要項は、愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、雑誌スポンサーの募集に関し、必要な事項を定めるものです。

２　雑誌スポンサー制度の内容及び広告の掲載位置

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を愛媛県立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌コーナーに配架します。当該雑誌の最新号カバーには、表面に雑誌スポンサー名、裏面には広告を掲載することができます。

なお、雑誌の調達は図書館が行い、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有とします。

３　対象とする雑誌

別紙『「雑誌スポンサー制度」対象雑誌リスト』から選定していただきます。

４　雑誌スポンサー及び広告の対象

雑誌スポンサー及び広告の対象は、実施要領第６条及び愛媛県広告事業実施要綱第３条によるものとします。

５　広告掲載期間

広告の掲載期間は、原則として愛媛県立図書館長（以下「館長」という。）が掲載を決定した月の翌年度の４月１日から３月 31 日までです。ただし、雑誌スポンサーが引き続き次年度において、広告の掲載の継続を希望する場合は、期間満了の２月前までに、愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度（継続）申込書（様式第１号）を提出してください。

６　広告の規格、表示方法

（１）提供雑誌の最新号カバー表面へ掲載する雑誌スポンサー名の表示ラベルの規格は、次のとおりとし、この表示ラベルは図書館が作成します。

ア　表示ラベルのサイズ　　縦４ｃｍ、横 13ｃｍ以内
イ　表示ラベルの色　　地色は白色、文字は黒色
ウ　貼付位置　　最新号カバー底辺より４ｃｍ以上上部の中央

（２）最新号カバーの裏面へ掲載する広告は雑誌スポンサーが作成します。なお、広告のサイズは最新号カバーに収まるよう作成してください。(片面、カラー可)

（３）広告を掲載する雑誌は契約期間内の発売雑誌とし、広告の内容は随時、愛媛県立図書館雑誌スポンサー広告審査会(以下「審査会」という。)による内容審査を経て変更することができます。ただし、広告掲載の開始は、雑誌代金の支払い確認後とします。

（４）雑誌の配架位置は館長が指定します。

７　募集要項等の配布期間及び配布場所

（１）配布期間

平成 29 年 12 月１日（金）から平成 29 年 12 月 22 日（金）までの午前９時 40 分から午後６時までとし、休館日を除きます。

（2）配布場所

松山市堀之内　愛媛県立図書館

なお、募集要項等は愛媛県立図書館ホームページからも入手できます。

アドレス：https://www.ehimetosyokan.jp

8　申込み

（1） 申込みの期限は、平成 29 年 12 月 22 日（金）午後６時まで（必着）です。

（2）愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第１号）に必要事項を記入、押印の上、次の書類を添付して図書館に直接持参又は郵送してください。

〔前年度に引き続き継続申請のとき〕

ア　雑誌スポンサー制度(継続)申込書　(様式第１号)

イ　広告図案（片面カラー可）

ウ　会社概要等（前年度と変更がある場合のみ必要　(別紙１)）

エ　役員名簿（前年度と変更がある場合のみ必要　(別紙 2)）

〔新規申請のとき〕

ア　雑誌スポンサー制度(新規)申込書　(様式第１号)

イ　広告図案（片面カラー可）

ウ　会社概要等（別紙１ ）

エ　役員名簿(別紙２)

〔提出先〕

〒790-0007　松山市堀之内

愛媛県立図書館　図書整理グループ

電話：089-941-1441（代表）　FAX： 089-941-1454

（3） 同一の雑誌について申込みが重複した場合は先着順(郵送の場合は図書館が受理した日)とします。同日中に複数の申込みがあったときは、抽選により選定します。

9　雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

（1）雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、審査会において申込みの内容を審査の上、雑誌スポンサーを選定します。

（2）雑誌スポンサーに決定した場合は、愛媛県立図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第２号）により通知します。なお、雑誌スポンサーに選定されなかった場合には、個別にお知らせします。

（3）前号の規定により決定を受けた雑誌スポンサーが広告の内容を変更する場合は、８（2）の手続を準用します。

10　契約

雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書（様式第３号）を締結します。

11　購入代金の支払方法

（1）雑誌スポンサーに提供していただく雑誌の購入代金については、図書館が指定する納入業者に直接お支払いいただきます。

（2）支払は一括前払とします。その後の価格変動による追加徴収、返金はいたしません。ただし、消費税率が変動した場合は差額を徴収することがあります。

（3）振込手数料等支払いに必要な費用は、雑誌スポンサーの負担とします。

（4）雑誌スポンサーに提供していただく雑誌が休刊した場合は、差額分を返金します。ただし、出版社の事情等により返金が困難な場合には、雑誌スポンサー、納入業者及び館長の三者で取扱いを協議するものとします。

12　その他

（1）応募者は、この「募集要項」及び「愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領」・「愛媛県広告事業実施要綱」・「愛媛県広告事業の実施に関する表示基準」・「愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱」・「覚書」等を熟読し、遵守してください。

（2）本件に要する費用は応募者の負担とします。

（3）提出された書類等は返却しません。

（4）雑誌スポンサー制度に協力していただいている雑誌スポンサーの名称を、原則として、愛媛県立図書館ホームページ及び図書館内にて掲示させていただきます。

13　問合せ先

〒790-0007　松山市堀之内
愛媛県立図書館　図書整理グループ
電話：089-941-1441（代表）　FAX：089-941-1454